

岩手県地域防災計画（地震・津波災害対策編）
新旧対照表（案）

目 次

第1章 総則	
第3節 防災関係機関の責務及び業務の大綱	1
第2章 災害予防計画	
第1節 防災知識普及計画	3
第12節 津波災害予防計画	4
第13節 地盤災害予防計画	6
第3章 災害応急対策計画	
第1節 活動体制計画	7
第1節の2 広域防災拠点活動計画	8
第2節 津波警報・地震情報等の伝達計画	9
第4節 情報の収集・伝達計画	15
第5節 広聴広報計画	16
第15節 避難・救出計画	17
第20節 応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画	18
第5章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画	
第4節 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項	19

頁	現 計 画	修 正 案																
2-1-2	<p>第3節 防災関係機関の責務及び業務の大綱</p> <p>第1 防災関係機関の責務</p> <p>1 県</p> <p>県は、市町村を包括する広域の地方公共団体として、地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災に関する計画を作成し、これを実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務を支援し、かつ、その総合調整を行う。また、大規模地震について国が定める <u>地震防災戦略</u> を踏まえた地域目標の策定に努める。</p> <p>2 市町村</p> <p>市町村は、基礎的な地方公共団体として、地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災に関する計画を作成し、これを実施する。また、大規模地震について国が定める <u>地震防災戦略</u> を踏まえた地域目標の策定に努める。</p> <p>3～5 [略]</p> <p>第2 防災関係機関の業務の大綱</p> <p>1～3 [略]</p>	<p>第3節 防災関係機関の責務及び業務の大綱</p> <p>第1 防災関係機関の責務</p> <p>1 県</p> <p>県は、市町村を包括する広域の地方公共団体として、地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災に関する計画を作成し、これを実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務を支援し、かつ、その総合調整を行う。また、大規模地震について国が定める <u>減災目標等</u> を踏まえた地域目標の策定に努める。</p> <p>2 市町村</p> <p>市町村は、基礎的な地方公共団体として、地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災に関する計画を作成し、これを実施する。また、大規模地震について国が定める <u>減災目標等</u> を踏まえた地域目標の策定に努める。</p> <p>3～5 [略]</p> <p>第2 防災関係機関の業務の大綱</p> <p>1～3 [略]</p>																
2-1-6	<p>4 指定公共機関</p> <table border="1" data-bbox="277 1563 817 2020"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>東日本電信電話(株)岩手支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) <u>ソフトバンクテレコム(株)</u> (株)NTTドコモ KDDI(株) <u>ソフトバンクモバイル(株)</u></td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>5 [略]</p>	機関名	業務の大綱	[略]		東日本電信電話(株)岩手支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) <u>ソフトバンクテレコム(株)</u> (株)NTTドコモ KDDI(株) <u>ソフトバンクモバイル(株)</u>	[略]	[略]		<p>4 指定公共機関</p> <table border="1" data-bbox="884 1563 1423 2020"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>東日本電信電話(株)岩手支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) (株)NTTドコモ KDDI(株) <u>ソフトバンク(株)</u></td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>5 [略]</p>	機関名	業務の大綱	[略]		東日本電信電話(株)岩手支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) (株)NTTドコモ KDDI(株) <u>ソフトバンク(株)</u>	[略]	[略]	
機関名	業務の大綱																	
[略]																		
東日本電信電話(株)岩手支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) <u>ソフトバンクテレコム(株)</u> (株)NTTドコモ KDDI(株) <u>ソフトバンクモバイル(株)</u>	[略]																	
[略]																		
機関名	業務の大綱																	
[略]																		
東日本電信電話(株)岩手支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) (株)NTTドコモ KDDI(株) <u>ソフトバンク(株)</u>	[略]																	
[略]																		

2-1-8	<p>6 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一般病院、 診療所</td> <td>(1) [略] (2) 災害時における負傷者等の <u>収容</u> 及び医療救護に関するこ と。</td> </tr> <tr> <td>一般運送事 業者</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>ダム施設の 管理者</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	業務の大綱	[略]		一般病院、 診療所	(1) [略] (2) 災害時における負傷者等の <u>収容</u> 及び医療救護に関するこ と。	一般運送事 業者	[略]	ダム施設の 管理者	[略]	[略]		<p>6 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一般病院、 診療所</td> <td>(1) [略] (2) 災害時における負傷者等の <u>受入れ</u> 及び医療救護に関する こと。</td> </tr> <tr> <td>一般運送事 業者</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td><u>一般燃料供 給事業者</u></td> <td>(1) 災害時における緊急通行車 <u>両等への燃料の優先的な供給 に関すること。</u></td> </tr> <tr> <td>ダム施設の 管理者</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	業務の大綱	[略]		一般病院、 診療所	(1) [略] (2) 災害時における負傷者等の <u>受入れ</u> 及び医療救護に関する こと。	一般運送事 業者	[略]	<u>一般燃料供 給事業者</u>	(1) 災害時における緊急通行車 <u>両等への燃料の優先的な供給 に関すること。</u>	ダム施設の 管理者	[略]	[略]	
機関名	業務の大綱																											
[略]																												
一般病院、 診療所	(1) [略] (2) 災害時における負傷者等の <u>収容</u> 及び医療救護に関するこ と。																											
一般運送事 業者	[略]																											
ダム施設の 管理者	[略]																											
[略]																												
機関名	業務の大綱																											
[略]																												
一般病院、 診療所	(1) [略] (2) 災害時における負傷者等の <u>受入れ</u> 及び医療救護に関する こと。																											
一般運送事 業者	[略]																											
<u>一般燃料供 給事業者</u>	(1) 災害時における緊急通行車 <u>両等への燃料の優先的な供給 に関すること。</u>																											
ダム施設の 管理者	[略]																											
[略]																												
修正 理由	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災基本計画の修正に伴い、所要の修正をするもの ○ 指定公共機関の合併等に伴い、所要の修正をするもの ○ 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者として一般燃料供給事業者を追加するもの ○ その他所要の整備をするもの 																											

頁	現 計 画	修 正 案
2-2-1	<p style="text-align: center;">第1節 防災知識普及計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>県、市町村その他の防災関係機関は、職員に対して防災教育を実施するとともに、広く住民等に対して防災知識の普及に努め、自主防災思想の普及、徹底を図る。</p> <p>なお、防災知識の普及を図る際には、高齢者、障がい者等の要配慮者に十分配慮するとともに、地域において要配慮者を支援する体制の整備を図る。また、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点にも配慮する。</p>	<p style="text-align: center;">第1節 防災知識普及計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>県、市町村その他の防災関係機関は、職員に対して防災教育を実施するとともに、広く住民等に対して防災知識の普及に努め、自主防災思想の普及、徹底を図る。</p> <p>なお、防災知識の普及を図る際には、高齢者、障がい者等の要配慮者 <u>の多様なニーズ</u> に十分配慮するとともに、地域において要配慮者を支援する体制の整備を図る。また、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点にも配慮する。</p>
修正理由	<p>○ 防災基本計画の修正に伴い、所要の修正をするもの</p>	

頁	現 計 画	修 正 案																																																								
2-2-29	<p align="center">第12節 津波災害予防計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 [略]</p> <p>2 津波災害の防止・軽減を図るため、海岸保全事業、三陸高潮対策事業及び海岸防災林造成事業を計画的に実施する。</p> <p>3・4 [略]</p> <p>第2 津波災害予防事業</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 防潮堤防等の設置と並行して、津波の被害を軽減することを目的とした海岸防災林造成事業を進める。</p>	<p align="center">第12節 津波災害予防計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 [略]</p> <p>2 津波災害の防止・軽減を図るため、海岸保全事業、三陸高潮対策事業及び海岸防災林造成事業を計画的に実施する。</p> <p>3・4 [略]</p> <p>第2 津波災害予防事業</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 防潮堤防等の設置と並行して、津波の被害を軽減することを目的とした海岸防災林造成事業を進める。</p>																																																								
2-2-30	<table border="1" data-bbox="280 891 820 1617"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>施行箇所</th> <th>施行年度</th> <th>所管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>津波・高潮危機管理対策緊急事業</td> <td>嶋之越海岸 他 5 海岸</td> <td>H18～<u>H23</u></td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>海岸高潮対策事業</td> <td>宮古港海岸 他 1 海岸</td> <td>H18～<u>H33</u></td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>津波・高潮危機管理対策緊急事業</td> <td>釜石港海岸 他 1 海岸</td> <td>H18～<u>H25</u></td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>海岸高潮対策事業</td> <td>下荒川海岸 他 1 海岸</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>海岸高潮対策事業</td> <td>島の越漁港海岸 他 12 海岸</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>地震・高潮等対策河川事業</td> <td>織笠川</td> <td>H18～<u>H24</u></td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>第4 海岸保全施設の管理</p> <p>○ [略]</p> <p>1～3 [略]</p>	事業名	施行箇所	施行年度	所管	津波・高潮危機管理対策緊急事業	嶋之越海岸 他 5 海岸	H18～ <u>H23</u>	[略]	海岸高潮対策事業	宮古港海岸 他 1 海岸	H18～ <u>H33</u>	[略]	津波・高潮危機管理対策緊急事業	釜石港海岸 他 1 海岸	H18～ <u>H25</u>	[略]	海岸高潮対策事業	下荒川海岸 他 1 海岸	[略]	[略]	海岸高潮対策事業	島の越漁港海岸 他 12 海岸	[略]	[略]	地震・高潮等対策河川事業	織笠川	H18～ <u>H24</u>	[略]	<table border="1" data-bbox="890 891 1430 1617"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>施行箇所</th> <th>施行年度</th> <th>所管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>津波・高潮危機管理対策緊急事業</td> <td>嶋之越海岸 外 5 海岸</td> <td>H18～<u>H30</u></td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>海岸高潮対策事業</td> <td>宮古港海岸 外 1 海岸</td> <td>H18～<u>H29</u></td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>津波・高潮危機管理対策緊急事業</td> <td>釜石港海岸 外 3 海岸</td> <td>H18～<u>H30</u></td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>海岸高潮対策事業</td> <td>下荒川海岸 外 1 海岸</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>海岸高潮対策事業</td> <td>島の越漁港海岸 外 12 海岸</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>地震・高潮等対策河川事業</td> <td>織笠川 外 10 河川</td> <td>H18～<u>H30</u></td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>第4 海岸保全施設の管理</p> <p>○ [略]</p> <p>1～3 [略]</p>	事業名	施行箇所	施行年度	所管	津波・高潮危機管理対策緊急事業	嶋之越海岸 外 5 海岸	H18～ <u>H30</u>	[略]	海岸高潮対策事業	宮古港海岸 外 1 海岸	H18～ <u>H29</u>	[略]	津波・高潮危機管理対策緊急事業	釜石港海岸 外 3 海岸	H18～ <u>H30</u>	[略]	海岸高潮対策事業	下荒川海岸 外 1 海岸	[略]	[略]	海岸高潮対策事業	島の越漁港海岸 外 12 海岸	[略]	[略]	地震・高潮等対策河川事業	織笠川 外 10 河川	H18～ <u>H30</u>	[略]
事業名	施行箇所	施行年度	所管																																																							
津波・高潮危機管理対策緊急事業	嶋之越海岸 他 5 海岸	H18～ <u>H23</u>	[略]																																																							
海岸高潮対策事業	宮古港海岸 他 1 海岸	H18～ <u>H33</u>	[略]																																																							
津波・高潮危機管理対策緊急事業	釜石港海岸 他 1 海岸	H18～ <u>H25</u>	[略]																																																							
海岸高潮対策事業	下荒川海岸 他 1 海岸	[略]	[略]																																																							
海岸高潮対策事業	島の越漁港海岸 他 12 海岸	[略]	[略]																																																							
地震・高潮等対策河川事業	織笠川	H18～ <u>H24</u>	[略]																																																							
事業名	施行箇所	施行年度	所管																																																							
津波・高潮危機管理対策緊急事業	嶋之越海岸 外 5 海岸	H18～ <u>H30</u>	[略]																																																							
海岸高潮対策事業	宮古港海岸 外 1 海岸	H18～ <u>H29</u>	[略]																																																							
津波・高潮危機管理対策緊急事業	釜石港海岸 外 3 海岸	H18～ <u>H30</u>	[略]																																																							
海岸高潮対策事業	下荒川海岸 外 1 海岸	[略]	[略]																																																							
海岸高潮対策事業	島の越漁港海岸 外 12 海岸	[略]	[略]																																																							
地震・高潮等対策河川事業	織笠川 外 10 河川	H18～ <u>H30</u>	[略]																																																							
2-2-31	<p>4 津波災害警戒区域内の情報伝達等</p>	<p>4 津波災害警戒区域内の情報伝達等</p> <p>○ <u>県は、津波浸水想定を踏まえ、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域を津波災害警戒区域に指定し、津波</u></p>																																																								

	<p>○ 市町村は津波災害警戒区域の指定のあったときは、市町村地域防災計画において、当該区域ごとに、津波に関する情報、予報及び警報伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、津波避難訓練に関する事項、地下街等又は主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設の名称及び所在地等について定めるものとする。</p> <p>○ [略]</p>	<p><u>発生時の警戒避難体制の整備に努めるものとする。</u></p> <p>○ 市町村は、津波災害警戒区域の指定のあったときは、市町村地域防災計画において、当該区域ごとに、津波に関する情報、予報及び警報伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、津波避難訓練に関する事項、地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）又は主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設の名称及び所在地等について定めるものとする。</p> <p>○ <u>市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等又は主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設等の所有者又は管理者は、施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難訓練及び防災教育に関する事項等を定めた避難確保計画の作成・公表、当該避難確保計画に基づく避難訓練を実施するものとし、作成した避難確保計画及び実施した避難訓練の結果について市町村長に報告するものとする。</u></p> <p>○ [略]</p>
修正理由	<p>○ 津波災害予防事業に係る施行箇所数及び施行年度について、見直しを行うもの</p> <p>○ 津波災害警戒区域の指定及び市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者が作成する避難確保計画等の作成について記載するもの</p> <p>○ その他所要の整備をするもの</p>	

頁	現 計 画	修 正 案
2-2-32	<p style="text-align: center;">第 13 節 地盤災害予防計画</p> <p>第 4 ダム防災対策</p> <p>○ ダム堤高 15 メートル以上のダムは、<u>40 ダム</u> (国土交通省管理 5、農林水産省管理 4、<u>県管 理 18</u>、その他 13) 設置されており、耐震設計 で施工されている。 [ダムの現況 資料編 2-13-2]</p> <p>○ [略]</p>	<p style="text-align: center;">第 13 節 地盤災害予防計画</p> <p>第 4 ダム防災対策</p> <p>○ ダム堤高 15 メートル以上のダムは、<u>41 ダム</u> (国土交通省管理 5、農林水産省管理 4、<u>県管 理 19</u>、その他 13) 設置されており、耐震設計 で施工されている。 [ダムの現況 資料編 2-13-2]</p> <p>○ [略]</p>
修正 理由	○ ダムの箇所数について見直しを行うもの	

頁	現 計 画	修 正 案
<p>2-3-1</p> <p>2-3-2</p>	<p style="text-align: center;">第1節 活動体制計画</p> <p>第2 県の活動体制</p> <p>県は、県の地域に地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合及び津波襲来のおそれがある場合は、その所掌事務に係る災害応急対策を実施するため、岩手県災害警戒本部（以下本節中「災害警戒本部」という。）若しくは岩手県災害特別警戒本部（以下本節中「災害特別警戒本部」という。）又は岩手県災害対策本部（以下本節中「災害対策本部」という。）を設置する。</p> <p>1 災害警戒本部</p> <p>○ 災害警戒本部は、「岩手県災害警戒本部設置要領」（資料編5-8）に基づき設置し、主に災害情報の収集を行う。</p> <p>(1) 設置基準 [略] [<u>気象予報・警報の地域区分</u> 資料編5-9]</p> <p>(2)～(5) [略]</p> <p>2・3 [略]</p>	<p style="text-align: center;">第1節 活動体制計画</p> <p>第2 県の活動体制</p> <p>県は、県の地域に地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合及び津波襲来のおそれがある場合は、その所掌事務に係る災害応急対策を実施するため、岩手県災害警戒本部（以下本節中「災害警戒本部」という。）若しくは岩手県災害特別警戒本部（以下本節中「災害特別警戒本部」という。）又は岩手県災害対策本部（以下本節中「災害対策本部」という。）を設置する。</p> <p>1 災害警戒本部</p> <p>○ 災害警戒本部は、「岩手県災害警戒本部設置要領」（資料編5-8）に基づき設置し、主に災害情報の収集を行う。</p> <p>(1) 設置基準 [略] [<u>気象警報等・天気予報の発表区域</u> 資料編5-9]</p> <p>(2)～(5) [略]</p> <p>2・3 [略]</p>
<p>修正理由</p>	<p>○ 所要の整備をするもの</p>	

頁	現 計 画	修 正 案						
<p>新設 2-3-15 の前</p>		<p style="text-align: center;"><u>第1節の2 広域防災拠点活動計画</u></p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 <u>県は、大規模災害が発生した場合において、災害応急対策のため、必要があると認めるときは、広域防災拠点を開設する。</u></p> <p>2 <u>広域防災拠点は、県内で発生する大規模災害に対応する機能が集約された「全県拠点」としての広域支援拠点及び支援部隊が集結するなど被災地支援の「前進基地」としての後方支援拠点により構成する。</u></p> <p>第2 広域防災拠点の開設等</p> <p><u>県本部長、市町村本部長、広域防災拠点の管理者等は、「岩手県広域防災拠点運用マニュアル」に基づき、広域防災拠点の開設等を行う。</u></p> <p>1 開設基準</p> <table border="1" data-bbox="895 931 1437 1249"> <thead> <tr> <th>災害の種類</th> <th>開設基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地震災害</td> <td>県内に震度6弱以上の地震が発生し、県災害対策本部全職員配備（3号）が発令された場合</td> </tr> <tr> <td>津波災害</td> <td>大津波警報が発表され、県災害対策本部全職員配備（3号）が発令された場合</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 <u>広域防災拠点の開設</u> 【本編・第3章・第1節の2・第2・2 参照】</p> <p>3 <u>広域防災拠点の運営</u> 【本編・第3章・第1節の2・第2・3 参照】</p> <p>4 <u>廃止基準</u> 【本編・第3章・第1節の2・第2・4 参照】</p> <p>第3 広域防災拠点</p> <p>1 <u>広域支援拠点</u> 【本編・第3章・第1節の2・第3・1 参照】</p> <p>2 <u>後方支援拠点</u> 【本編・第3章・第1節の2・第3・2 参照】</p>	災害の種類	開設基準	地震災害	県内に震度6弱以上の地震が発生し、県災害対策本部全職員配備（3号）が発令された場合	津波災害	大津波警報が発表され、県災害対策本部全職員配備（3号）が発令された場合
災害の種類	開設基準							
地震災害	県内に震度6弱以上の地震が発生し、県災害対策本部全職員配備（3号）が発令された場合							
津波災害	大津波警報が発表され、県災害対策本部全職員配備（3号）が発令された場合							
<p>修正理由</p>	<p>○ 広域防災拠点の運用を開始することから、広域防災拠点活動計画を新設するもの</p>							

頁	現 計 画	修 正 案																																				
2-3-15	<p>第2節 津波警報・地震情報等の伝達計画</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <table border="1" data-bbox="288 302 826 577"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>活動の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>東北地方整備局 (岩手河川国道事務所)</td> <td>津波警報等の <u>関 係機関</u> に対する 通知</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	活動の内容	[略]		東北地方整備局 (岩手河川国道事務所)	津波警報等の <u>関 係機関</u> に対する 通知	[略]		<p>第2節 津波警報・地震情報等の伝達計画</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <table border="1" data-bbox="890 302 1428 577"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>活動の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>東北地方整備局 (岩手河川国道事務所) <u>(三陸国道事務所)</u></td> <td>津波警報等の <u>道路 利用者</u> に対する通 知</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	活動の内容	[略]		東北地方整備局 (岩手河川国道事務所) <u>(三陸国道事務所)</u>	津波警報等の <u>道路 利用者</u> に対する通 知	[略]																					
実施機関	活動の内容																																					
[略]																																						
東北地方整備局 (岩手河川国道事務所)	津波警報等の <u>関 係機関</u> に対する 通知																																					
[略]																																						
実施機関	活動の内容																																					
[略]																																						
東北地方整備局 (岩手河川国道事務所) <u>(三陸国道事務所)</u>	津波警報等の <u>道路 利用者</u> に対する通 知																																					
[略]																																						
2-3-16	<p>第3 実施要領</p> <p>1 津波警報等の種類及び伝達</p> <p>(1) 地震動の警報及び地震情報の種類</p> <p>ア 緊急地震速報（警報）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ 震度6弱以上の揺れを <u>予想する</u> 緊急地震速報(警報)を、地震動特別警報に <u>位置づける</u>。 <p>イ 地震情報の種類と内容</p> <table border="1" data-bbox="288 1299 826 2110"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>発表基準</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>各地の震度に関する情報</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の情報</td> <td>・<u>顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など</u></td> <td><u>顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表</u></td> </tr> <tr> <td>推計震度分布図</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>遠地地震に関する情報</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種類	発表基準	内容	[略]			各地の震度に関する情報	[略]		その他の情報	・ <u>顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など</u>	<u>顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表</u>	推計震度分布図	[略]		遠地地震に関する情報	[略]		<p>第3 実施要領</p> <p>1 津波警報等の種類及び伝達</p> <p>(1) 地震動の警報及び地震情報の種類</p> <p>ア 緊急地震速報（警報）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ 震度6弱以上の揺れを <u>予想した</u> 緊急地震速報(警報)は、地震動特別警報に <u>位置付けられる</u>。 ○ <u>緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、強い揺れの発生を知らせる警報であることから、震源付近では強い揺れが到達する前に、警報が発表されないことがあることに注意する。</u> <p>イ 地震情報の種類と内容</p> <table border="1" data-bbox="890 1299 1428 2110"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>発表基準</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>各地の震度に関する情報</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>推計震度分布図</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>遠地地震に関する情報</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の</td> <td>・<u>顕著な地震の</u></td> <td><u>顕著な地震の震</u></td> </tr> </tbody> </table>	種類	発表基準	内容	[略]			各地の震度に関する情報	[略]		推計震度分布図	[略]		遠地地震に関する情報	[略]		その他の	・ <u>顕著な地震の</u>	<u>顕著な地震の震</u>
種類	発表基準	内容																																				
[略]																																						
各地の震度に関する情報	[略]																																					
その他の情報	・ <u>顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など</u>	<u>顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表</u>																																				
推計震度分布図	[略]																																					
遠地地震に関する情報	[略]																																					
種類	発表基準	内容																																				
[略]																																						
各地の震度に関する情報	[略]																																					
推計震度分布図	[略]																																					
遠地地震に関する情報	[略]																																					
その他の	・ <u>顕著な地震の</u>	<u>顕著な地震の震</u>																																				

--	--

2-3-17

(2) 津波警報等の種類

ア 津波警報等の種類と内容

- 津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報を公表する。
- 大津波警報を津波特別警報に 位置づける。

[略]

2-3-18

イ 津波情報の種類と内容

津波警報等を公表した場合には、津波の到

情報	震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を公表
----	-------------------------	---

ウ 地震活動に関する解説情報等

- 気象庁は、地震活動の状況等の情報を提供するため、地震活動に関する解説情報等を公表する。

種類	内容
地震解説資料	津波警報等の発表又は震度4以上の地震の観測時等に緊急地震速報、津波警報等並びに地震・津波に関する情報や関連資料を編集した資料
管内地震活動 図及び週間地震概況	月毎又は週毎に発表される地震活動状況等に関する資料

(2) 津波警報等の種類

ア 津波警報等の種類と内容

- 気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や震源を即時に推定し、沿岸で予想される津波の高さを求め、発表する。
- 津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報または津波注意報を公表する。
- 大津波警報 については、津波特別警報に位置付けられる。
- 津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、数値により発表する。ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震が発生した場合においては、地震の規模が過小に推定されるおそれがあることから、この場合においては予想される津波の高さを定性的表現で発表する。
- 予想される津波の高さを定性的表現で発表した場合においては、その後の情報として、数値で示した予想される津波の高さを発表する。

[略]

イ 津波情報の種類と内容

津波警報等を公表した場合には、津波の到

達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報で発表する。

	情報の種類	発表内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	[略]
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	[略]
	津波観測に関する情報	[略]
	沖合の津波観測に関する情報	[略]

達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報で発表する。

	情報の種類	発表内容	留意事項
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	[略]	<ul style="list-style-type: none"> 津波到達予想時刻は、津波予報区のなかでも早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。 津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	[略]	<ul style="list-style-type: none"> 津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。
	津波観測に関する情報	[略]	<ul style="list-style-type: none"> 津波による潮位変化（第一波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。 場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。
	沖合の津波観測に関する情報	[略]	<ul style="list-style-type: none"> 津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。 津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到

津波に関するその他の情報	[略]

(※1)・ [略]

- ・ 最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

(※2)・ [略]

- ・ ただし、沿岸からの距離が 100km を超えるような沖合の観測点では、予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、観測値についても、より沿岸に近く予報区との対応付けができて他の観測点で観測値や推定値が数値で発表されるまでは「観測中」と発表する。

		<u>達するまで 5 分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。</u>
津波に関するその他の情報	[略]	

(※1)・ [略]

- ・ 最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
- ・ 最大波の観測地の発表内容は以下のとおり。

<u>発表中の津波警報等</u>	<u>発表基準</u>	<u>発表内容</u>
大津波警報	<u>観測された津波の高さ > 1m</u>	<u>数値で発表</u>
	<u>観測された津波の高さ ≤ 1m</u>	<u>「観測中」と発表</u>
津波警報	<u>観測された津波の高さ ≥ 0.2m</u>	<u>数値で発表</u>
	<u>観測された津波の高さ < 0.2m</u>	<u>「観測中」と発表</u>
津波注意報	<u>(すべて数値で発表)</u>	<u>数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）</u>

(※2)・ [略]

- ・ ただし、沿岸からの距離が 100km を超えるような沖合の観測点では、予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、観測値についても、より沿岸に近く予報区との対応付けができて他の観測点で観測値や推定値が数値で発表されるまでは「観測中」と発表する。

- ・ 最大波の観測地の発表内容（沿岸から100km程度以内にある沖合の観測点）は以下のとおり。

<u>発表中の津波警報等</u>	<u>発表基準</u>	<u>発表内容</u>
<u>大津波警報</u>	<u>沿岸で推定される津波の高さ > 3m</u>	<u>沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表</u>
	<u>沿岸で推定される津波の高さ ≤ 3m</u>	<u>沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表</u>
<u>津波警報</u>	<u>沿岸で推定される津波の高さ > 1m</u>	<u>沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表</u>
	<u>沿岸で推定される津波の高さ ≤ 1m</u>	<u>沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表</u>
<u>津波注意報</u>	<u>（すべて数値で発表）</u>	<u>沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表</u>

- ・ 沿岸からの距離が100kmを越える沖合の観測点（推定値を発表しない観測点）での最大波の観測値の発表基準は以下のとおり。

<u>全国の警報等の発表状況</u>	<u>発表基準</u>	<u>発表内容</u>
<u>いずれかの予報区で大津波警報または津波警報が発表中</u>	<u>より沿岸から近い他の沖合の観測点（沿岸から100km以内にある沖合の観測点）において数値の発表基準に達した場合</u>	<u>沖合での観測値を数値で発表</u>
	<u>上記以外</u>	<u>沖合での観測値を「観測中」と発表</u>
<u>津波注意報のみ発表中</u>	<u>（すべて数値で発表）</u>	<u>沖合での観測値を数値で発表</u>

<p>2-3-19</p> <p>2-3-20</p>	<p>ウ [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) 伝達系統</p> <p>○ 津波警報等の発表機関及び伝達系統は、次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="284 344 826 622"> <thead> <tr> <th>津波警報等の区分</th> <th>発表機関</th> <th>伝達系統</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>津波についての警報・注意報</td> <td>[略]</td> <td>津波警報・注意報 伝達系統図(資料編 3-2-5)のとおり。</td> </tr> <tr> <td colspan="3">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) [略]</p> <p>(6) 県の措置</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 津波警報等については、通信衛星「スーパーバード B2 号機」を通じて、対処に時間的余裕のない緊急情報を配信する「全国瞬時警報システム」を活用し、入手・伝達経路の複数化を図る。</p> <p>(7)・(8) [略]</p> <p>2 [略]</p>	津波警報等の区分	発表機関	伝達系統	津波についての警報・注意報	[略]	津波警報・注意報 伝達系統図(資料編 3-2-5)のとおり。	[略]			<p>ウ [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) 伝達系統</p> <p>○ 津波警報等の発表機関及び伝達系統は、次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="885 344 1428 622"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>発表機関</th> <th>伝達系統</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>津波警報等</td> <td>[略]</td> <td>津波警報等 伝達系統図(資料編 3-2-5)のとおり。</td> </tr> <tr> <td colspan="3">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) [略]</p> <p>(6) 県の措置</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 津波警報等については、通信衛星「スーパーバード B2 号機」を通じて、対処に時間的余裕のない緊急情報を配信する「全国瞬時警報システム」(Jアラート)を活用し、入手・伝達経路の複数化を図る。</p> <p>(7)・(8) [略]</p> <p>2 [略]</p>	種類	発表機関	伝達系統	津波警報等	[略]	津波警報等 伝達系統図(資料編 3-2-5)のとおり。	[略]		
津波警報等の区分	発表機関	伝達系統																		
津波についての警報・注意報	[略]	津波警報・注意報 伝達系統図(資料編 3-2-5)のとおり。																		
[略]																				
種類	発表機関	伝達系統																		
津波警報等	[略]	津波警報等 伝達系統図(資料編 3-2-5)のとおり。																		
[略]																				
<p>修正理由</p>	<p>○ 津波警報・地震情報等の記載について見直しを行うもの</p> <p>○ その他所要の整備をするもの</p>																			

頁	現 計 画	修 正 案
2-3-23	第4節 情報の収集・伝達計画 第3 実施要領 1 災害情報の収集、報告 (1) 市町村 ○ [略] ○ 市町村本部長は、県本部との連絡がとれない場合は、直接、消防庁に対して被害状況を報告する。 ○ 市町村本部長（消防機関の長を含む。）は、地震により火災が同時多発し、あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関への通報が殺到した場合には、最も迅速な方法により、直ちに消防庁及び県本部長に報告する。 ○ [略] (2) 県 ○ [略] ○ 県本部長は、市町村の被害状況をとりまとめの上、消防庁に報告するとともに、関係機関及び必要と認める地方公共団体に対して報告し、又は通報若しくは連絡する。 ○ [略] (3) [略] 2~4 [略]	第4節 情報の収集・伝達計画 第3 実施要領 1 災害情報の収集、報告 (1) 市町村 ○ [略] ○ 市町村本部長は、県本部との連絡がとれない場合は、直接、消防庁に対して被害状況を報告する。 ○ <u>市町村本部長は、孤立地域が発生した場合には、防災関係機関と連携し、被害状況、備蓄状況及び要配慮者の有無等について早期に把握し、県に報告する。</u> ○ 市町村本部長（消防機関の長を含む。）は、地震により火災が同時多発し、あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関への通報が殺到した場合には、最も迅速な方法により、直ちに消防庁及び県本部長に報告する。 ○ [略] (2) 県 ○ [略] ○ 県本部長は、市町村の被害状況をとりまとめ、 <u>関係機関と連携し精査を行った上で、</u> 消防庁に報告するとともに、関係機関及び必要と認める地方公共団体に対して報告し、又は通報若しくは連絡する。 ○ [略] (3) [略] 2~4 [略]
修正理由	○ 市町村による孤立地域の被害状況及び備蓄状況等の把握について規定するもの ○ 県は被害状況のとりまとめについて、防災関係機関と精査を行うことについて規定するもの	

頁	現 計 画	修 正 案												
2-3-27	<p>第5節 広報広聴計画</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;">実施機関</th> <th>広報広聴活動の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	広報広聴活動の内容	[略]		<p>第5節 広報広聴計画</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;">実施機関</th> <th>広報広聴活動の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	広報広聴活動の内容	[略]					
実施機関	広報広聴活動の内容													
[略]														
実施機関	広報広聴活動の内容													
[略]														
2-3-28	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;">実施機関</th> <th>広報広聴活動の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;"> 東日本電信電話(株)岩手支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) <u>ソフトバンクテレコム(株)</u> (株)NTTドコモ KDDI(株) <u>ソフトバンクモバイル(株)</u> </td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	広報広聴活動の内容	東日本電信電話(株)岩手支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) <u>ソフトバンクテレコム(株)</u> (株)NTTドコモ KDDI(株) <u>ソフトバンクモバイル(株)</u>	[略]	[略]		<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;">実施機関</th> <th>広報広聴活動の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;"> 東日本電信電話(株)岩手支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) (株)NTTドコモ KDDI(株) <u>ソフトバンク(株)</u> </td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	広報広聴活動の内容	東日本電信電話(株)岩手支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) (株)NTTドコモ KDDI(株) <u>ソフトバンク(株)</u>	[略]	[略]	
実施機関	広報広聴活動の内容													
東日本電信電話(株)岩手支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) <u>ソフトバンクテレコム(株)</u> (株)NTTドコモ KDDI(株) <u>ソフトバンクモバイル(株)</u>	[略]													
[略]														
実施機関	広報広聴活動の内容													
東日本電信電話(株)岩手支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) (株)NTTドコモ KDDI(株) <u>ソフトバンク(株)</u>	[略]													
[略]														
修正理由	○ 指定公共機関の合併等に伴い、所要の修正をするもの													

頁	現 計 画	修 正 案
2-3-45	<p style="text-align: center;">第 15 節 避難・救出計画</p> <p>第 3 実施要領</p> <p>1～3 [略]</p> <p><u>4</u> 避難所の設置、運営 【本編・第3章・第15節・<u>第3・4</u>参照】</p> <p><u>5</u> 帰宅困難者対策 【本編・第3章・第15節・<u>第3・5</u>参照】</p> <p><u>6</u> 避難所以外の生活困難者の把握 【本編・第3章・第15節・<u>第3・6</u>参照】</p> <p><u>7</u> 広域一時滞在 【本編・第3章・第15節・<u>第3・7</u>参照】</p>	<p style="text-align: center;">第 15 節 避難・救出計画</p> <p>第 3 実施要領</p> <p>1～3 [略]</p> <p><u>4</u> <u>避難場所の開設</u> 【本編・第3章・第15節・<u>第3・4</u>参照】</p> <p><u>5</u> 避難所の設置、運営 【本編・第3章・第15節・<u>第3・5</u>参照】</p> <p><u>6</u> 帰宅困難者対策 【本編・第3章・第15節・<u>第3・6</u>参照】</p> <p><u>7</u> 避難所以外の生活困難者の把握 【本編・第3章・第15節・<u>第3・7</u>参照】</p> <p><u>8</u> 広域一時滞在 【本編・第3章・第15節・<u>第3・8</u>参照】</p>
2-3-46	<p><u>8</u> 住民等に対する情報等の提供体制 【本編・第3章・第15節・<u>第3・8</u>参照】</p>	<p><u>9</u> 住民等に対する情報等の提供体制 【本編・第3章・第15節・<u>第3・9</u>参照】</p>
修正理由	○ 所要の修正をするもの	

頁	現 計 画	修 正 案																										
2-3-52	<p>第 20 節 応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画</p> <p>第 2 実施機関（責任者）</p> <p>〔略〕</p> <p>〔県本部の担当〕</p> <table border="1" data-bbox="295 439 818 846"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課</th> <th>地方支 部班</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">総務 部</td> <td rowspan="2">総合 防災 室</td> <td rowspan="2">—</td> <td>1 〔略〕</td> </tr> <tr> <td>2 他の都道府県等に 対する被災者の <u>二 時収容</u> のための施 設の提供及びあっせ ん要請</td> </tr> <tr> <td colspan="4">〔略〕</td> </tr> </tbody> </table>	部	課	地方支 部班	担当業務	総務 部	総合 防災 室	—	1 〔略〕	2 他の都道府県等に 対する被災者の <u>二 時収容</u> のための施 設の提供及びあっせ ん要請	〔略〕				<p>第 20 節 応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画</p> <p>第 2 実施機関（責任者）</p> <p>〔略〕</p> <p>〔県本部の担当〕</p> <table border="1" data-bbox="898 439 1422 846"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課</th> <th>地方支 部班</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">総務 部</td> <td rowspan="2">総合 防災 室</td> <td rowspan="2">—</td> <td>1 〔略〕</td> </tr> <tr> <td>2 他の都道府県等に 対する被災者の <u>二 時受入れ</u> のための 施設の提供及びあっ せん要請</td> </tr> <tr> <td colspan="4">〔略〕</td> </tr> </tbody> </table>	部	課	地方支 部班	担当業務	総務 部	総合 防災 室	—	1 〔略〕	2 他の都道府県等に 対する被災者の <u>二 時受入れ</u> のための 施設の提供及びあっ せん要請	〔略〕			
部	課	地方支 部班	担当業務																									
総務 部	総合 防災 室	—	1 〔略〕																									
			2 他の都道府県等に 対する被災者の <u>二 時収容</u> のための施 設の提供及びあっせ ん要請																									
〔略〕																												
部	課	地方支 部班	担当業務																									
総務 部	総合 防災 室	—	1 〔略〕																									
			2 他の都道府県等に 対する被災者の <u>二 時受入れ</u> のための 施設の提供及びあっ せん要請																									
〔略〕																												
修正 理由	○ 所要の整備をするもの																											

頁	現 計 画	修 正 案
2-5-6	<p>第4節 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項</p> <p>第3 避難対策等</p> <p>1 [略]</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 避難に当たり介護を必要とする者を<u>収容する</u>施設のうち県が管理するものについて、<u>収容者</u>の救護のため必要な措置</p> <p>2 [略]</p>	<p>第4節 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項</p> <p>第3 避難対策等</p> <p>1 [略]</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 避難に当たり介護を必要とする者を<u>受け入れる</u>施設のうち県が管理するものについて、<u>避難者</u>の救護のため必要な措置</p> <p>2 [略]</p>
修正理由	○ 所要の整備をするもの	